

さいたま県産木材認証制度実施要綱

第1章 趣旨及び定義

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま県産木材認証センター（以下「センター」という。）が、さいたま県産木材認証センター定款（以下「定款」という。）第4条第一号から第五号に掲げる事業を行うために必要な事項について定める。

(定義)

第2条 さいたま県産木材（以下「県産木材」という。）とは、埼玉県内で生育したスギ・ヒノキ等の丸太及びこの丸太から生産される加工品又は製材品で、第3条に規定する方法により生産履歴が明確となっているものをいう。

2 さいたま県産木材認証事業体（以下「認証事業体」という。）とは、第7条第1項の認定書の交付を受けた木材業者等をいう。

(生産履歴の確認方法)

第3条 次の全ての要件が満たされていることにより、県産木材としての生産履歴の確認を行うものとする。

- 一 センターに認定された事業者が取扱っていること。
- 二 生産から加工・流通に至る木材の生産履歴を、第9条で定める「県産木材販売伝票」により確認できること。

(合法性の証明)

第4条 次の要件のいずれかが満たされた場合、県産木材の生産履歴の明確化の一環として、当該木材（素材）が合法的に伐採されたものであることを証明する「合法性証明」を併せて行うことが出来るものとし、この場合、県産木材とは「県産木材及び伐採における合法性が証明されている県産木材」を指すものとする。

- 一 森林法の規定に基づき、合法的に伐採されたものであることを証明し得る官公庁が発行する書類が添付されていること。
- 二 前項による書類の添付が困難な場合にあつて、これに代替し得る証明書によって合法的に伐採されたものであることが確認できる書類が添付されていること。

第2章 申請及び審査並びに交付

(センターへの加入)

第5条 認証事業体の認定（更新を含む）を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、センターに、加入料50,000円を申請前に納付しなければならない。

- 2 埼玉県森林組合連合会会員及び一般社団法人埼玉県木材協会会員並びに埼玉県木材協同組合員（以下「会員」という。）は加入料を免除する。
- 3 社会福祉法人等にあつては、理事会の承認を得て、減額又は免除することができる。

(認証の申請)

第6条 申請者は、センターに、定款第25条第一号の登録料10,000円（前条第2項及び第3項の事業者は5,000円）又は第二号の更新料10,000円（前条第2項及び第3項の事業者は3,000円）を添えて、さいたま県産木材認証事業体認定申請書（様式第1号（以下「申請書」という。））を提出するものとする。

- 2 新規の申請者は、申請を行う前にセンターが実施する認証事業体研修会を受講し、申請書に受講修了証写しを添付して申請するものとする。
- 3 更新の申請者は、認定後、3年以内にセンターが実施する認証事業体研修会を受講し、申請書に受講修了証写しを添付して申請するものとする。

(申請の審査)

第7条 センターは、前条の申請書の提出があつたときは、別に定める認定基準により内容を審査し、次の各号のすべてに該当するときは、認定するものとする。

- 一 県産木材の生産体制、加工体制、流通体制のいずれか又はすべてを有していること。
 - 二 県産木材とその他の木材を、分別して取り扱うことのできる体制を有していること。
 - 三 さいたま県産木材認証制度に関する諸規定を遵守しようとしていること。
 - 四 会員の経営に重大な影響を及ぼすおそれのないこと。
- 2 センターは、前項の認定をしようとするときは、推薦者の意見を聞くものとし、埼玉県（以下「県」という。）の意見を聞くことができる。ただし、会員の更新認定においては、推薦者の意見を省略することができる。

(認定書の交付等)

- 第8条 センターは、前条の認定をしたときは、さいたま県産木材認証事業体認定書（様式第2号（以下「認定書」という。））を交付するものとする。
- 2 センターは、前項の交付につきその内容を、さいたま県産木材認証事業体認定書交付台帳（様式第3号（以下「台帳」という。））に記載するものとする。
- 3 センターは、認定書を交付したときは、遅滞なく、その旨を県に報告するとともに、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 認証事業体は、認定書を譲り渡し、販売し又は貸し出してはならない。

(県産木材販売伝票)

- 第9条 前条の認定書の交付を受けた認証事業体は、さいたま県産木材販売伝票（様式第4号（以下「販売伝票」という。））を、センターから譲り受けることができる。
- 2 認証事業体は、木材が県産木材であることを自ら認証できる場合又は販売伝票の添付された木材である場合において、当該木材を県産木材として販売し又は譲り渡しをするとき、販売伝票を発行することができる。
- 3 認証事業体は、前項により販売伝票を発行したときは、発行した日を含む年度が終了した日から5年間、販売伝票（副）を保管しなければならない。
- また、第4条による合法性証明を併せて行った場合は、これに必要な書類を同様に保管しなければならない。
- 4 認証事業体は、販売伝票を使用しなくなったときは、センターに返還するものとする。
- 5 認証事業体は、自ら行う県産木材の販売の目的以外に、販売伝票に使用してはならない。

(認証シール)

- 第10条 認証事業体は、第2条で規定され、第9条に基づいた販売伝票が添付された県産木材に、センターが定める認証マークを印字したシールを可能な限り貼付し表示するものとする。
- 2 前項のシールは、センターが作成するものとし、認証事業体はこれをセンターから有償で譲り受けることが出来る。
- 3 認証事業体は、交付されたシールを使用しなくなったときには、セ

ンターに返還しなければならない。

第3章 検査

(検査員の任命等)

- 第11条 センターは、定款第4条第五号の検査を行うため、職員のほか検査員を置くことができる。
- 2 検査員は、理事会の同意を得たうえで、理事長が任免する。
 - 3 第1項の職員及び検査員は、別に定める検査要領により、常例検査及び臨時検査を行うものとする。
 - 4 第1項の職員及び検査員は、前項の検査を行ったときは、遅滞なく、運営委員長に、その内容を報告するものとする。

(検査の受検)

- 第12条 認証事業体は、正当な理由がなく、センターの行う検査を拒んではならない。
- 2 認証事業体は、センターの行う検査を受けるときは、検査に協力し、誠実に受検するものとする。

第4章 変更及び再交付並びに取消

(認定書の変更)

- 第13条 認証事業体は、第8条第1項の認定書の交付を受けた申請の内容に変更があったときは、遅滞なく、さいたま県産木材認証事業体変更認定申請書(様式第5号)をセンターに提出するものとする。
- 2 前項の申請の審査及び認定書の交付等は、第7条及び第8条を準用する。

(認定書の再交付)

- 第14条 認証事業体は、認定書を毀損し、又は紛失したときは、さいたま県産木材認証事業体認定書再交付申請書(様式第6号)をセンターに提出するものとする。
- 2 センターは、前項の申請があったときは、認定書を再交付することができる。

(認定の取消)

- 第15条 センターは、認証事業体が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、認定を取り消さなければならない。
- 一 第6条、第13条及び第14条の申請書の内容に虚偽があった場合

- 二 第7条第1項の各号のいずれかが該当しなくなった場合
 - 三 第8条第4項及び第9条第5項並びに第12条第1項に違反した場合
 - 四 県産木材以外の木材を県産木材と偽って販売、又は譲り渡した場合
- 2 センターは、前項の取り消しをしようとするときは、県の意見を聞くことができる。
 - 3 センターは、第1項の取り消しをしたときは、その旨を認証事業体及び県に通知するとともに、公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

第5章 雑則

(認定書の有効期限)

第16条 認定書の有効期限は、認定書の交付を受けた日から3年間とする。

(認証事業体の責務)

第17条 認証事業体は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 センターの定める登録料その他の経費を負担すること。
- 二 さいたま県産木材認証制度の諸規定を遵守するとともに、県産木材の利用促進に努めること。

(報告)

第18条 認証事業体は、前年度の県産木材の販売伝票による取扱量を、センターに毎年4月末日までに報告するものとする。

- 2 センターは、前年度の県産木材の販売伝票による取扱量を、県に毎年5月15日までに報告するものとする。

(その他)

第19条 この要綱で定めるもののほか、審査等に必要な事項は別の定めによるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の一部変更は、平成17年4月25日から施行する。
- 3 この要綱の一部変更は、平成18年10月25日から施行する。
- 4 この要綱の一部変更は、平成20年3月12日から施行する。
- 5 この要綱の一部変更は、平成28年6月16日から施行する。